

令和3年

三好市教育委員会 3月定例会

日 時 令和3年3月23日（火）午後2時
場 所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和3年三好市教育委員会3月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和3年三好市教育委員会2月定例会会議録の承認について

4 議案

第12号 三好市ふるさと留学条例施行規則を廃止する規則について

第13号 三好市ふるさと留学対策推進委員会規程を廃止する訓令について

第14号 三好市立学校給食センター及び調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則について

第15号 三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

第16号 三好市学校給食物資選定委員会設置要綱の一部を改正する告示について

第17号 三好市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する告示について

第18号 三好市立学校管理規則の一部を改正する規則について

第19号 三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

第20号 三好市スポーツ全国大会出場激励金交付要綱を廃止する告示について

5 その他

三好市学校給食費等の管理に関する規則について

三好市学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示について

三好市文化財多目的施設の設置及び管理に関する条例施行規則について

三好市スポーツ全国大会出場激励金交付要綱について

行 事 一 覧 表

令和3年2月19日 ～ 令和3年3月22日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
2月定例議会開会	2/25(木)	本庁	
庁議	〃	本庁	
議会(一般質問)	3/4(木)・5(金)	本庁	
議会(一般質問・議案質疑)	3/8(月)	〃	
教職員人事異動内申確認	〃	教育委員会室	
臨時教育委員会	〃	〃	
議会(文教厚生委員会)	3/10(水)	本庁	
教職員人事異動調印	〃	教育長室	
中学校卒業式	3/12(金)	各中学校	(来賓なし)
幼稚園卒園式・小学校卒業式	3/16(火)・17(水)	各幼稚園・小学校	(来賓なし)
議会(閉会)	3/18(木)	本庁	

【行事予定】

県・市町村教委教育行政連絡協議会	4/5(月)	10:00	総合教育センター
入園式・小中入学式(来賓なし)	4/9(金)	9:00	各幼・小中学校
臨時教育委員会	4/1(木)		教育委員会室
定例教育委員会	4/20(火)	14:00	教育委員会室

議案第12号

三好市ふるさと留学条例施行規則を廃止する規則について

三好市ふるさと留学条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和3年3月23日提出

三好市教育委員会教育長職務代理者 前川 順子

三好市ふるさと留学条例施行規則を廃止する規則

三好市ふるさと留学条例施行規則（平成18年三好市教育委員会規則第21号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年 月 日から施行する。

議案第13号

三好市ふるさと留学対策推進委員会規程を廃止する訓令について

三好市ふるさと留学対策推進委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和3年3月23日提出

三好市教育委員会教育長職務代理人 前川 順子

三好市ふるさと留学対策推進委員会規程を廃止する訓令

三好市ふるさと留学対策推進委員会規程（平成18年三好市教育委員会訓令第4号）は、令和3年 月 日限り、廃止する。

議案第14号

三好市立学校給食センター及び調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則について
 三好市立学校給食センター及び調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日提出

三好市教育委員会教育長職務代理人 前川 順子

三好市立学校給食センター及び調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則
 三好市立学校給食センター及び調理場設置条例施行規則（平成18年三好市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、三好市立学校給食センター及び調理場設置条例（平成18年三好市条例第92号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関する必要な事項を定めるものとする。 （運営委員会の委員） 第7条 運営委員会の委員の定数は、20人以内とし、その任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(給食費の額) 第8条 条例第7条の規定による給食費の額は、次のとおりとする。 (1) 幼稚園 1食 280円 (2) 小学校 1食 280円 (3) 中学校 1食 300円</p> <p>2 ただし、東祖谷学校給食共同調理場及び下名学校給食共同調理場</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、三好市立学校給食センター及び調理場設置条例（平成18年三好市条例第92号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関する必要な事項を定めるものとする。 （運営委員会の委員） 第7条 運営委員会の委員の定数は、20人以内とし、その任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。</p>

が提供する給食費の額は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園 1食 300円
- (2) 小学校 1食 300円
- (3) 中学校 1食 320円

3 園児及び児童・生徒の保護者が負担する給食費の額は、次のとおりとし、年間180食分までとする。

- (1) 幼稚園 1食 240円
- (2) 小学校 1食 240円
- (3) 中学校 1食 260円

(納入義務者)

第9条 園児及び児童・生徒に係る給食費の納付義務者は保護者とする。

(給食費の納付)

第10条 保護者は給食費を指定された納期限までに納付しなければならない。

(給食費の補助)

第11条 学校給食法(昭和29年法律第160号)第12条第2項に規定する児童生徒のうち、給食費を補助されることになっている要保護児童生徒については、別に生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条により、給食費が教育扶助の一部として補助される。

2 準要保護児童・生徒及び特別支援教育就学奨励費補助に該当する児童・生徒に対する補助については別に定める。

3 前2項に定めるもののほか、給食費の補助に関し必要な事項は別に定める。

(欠食者に対する取扱い)

第12条 無断欠食者に対する給食費は減額しない。

(その他)

第13条 給食施設の事務処理については、三好市職員服務規程(平成18年三好市訓令第23号)等市長部局の規程を準用するほか、給食施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(その他)

第8条 給食施設の事務処理については、三好市職員服務規程(平成18年三好市訓令第23号)等市長部局の規程を準用するほか、給食施設の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

議案第 15 号

三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 23 日提出

三好市教育委員会教育長職務代理人 前川 順子

三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

三好市教育委員会行政組織規則（平成 18 年三好市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育課 ア～ル (略)</p> <p>レ 給食事業特別会計に関すること。</p> <p>ロ 徳島県学校給食共同調理場連絡協議会に関すること。</p> <p>リ 三好集団給食施設協議会に関すること。</p> <p>ロ 学校給食施設整備に関すること。</p> <p>ン 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項</p> <p>(2) 社会教育課 ア～マ (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育課 ア～ル (略)</p> <p>レ 徳島県学校給食共同調理場連絡協議会に関すること。</p> <p>ロ 三好集団給食施設協議会に関すること。</p> <p>リ 学校給食施設整備に関すること。</p> <p>ロ 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項</p> <p>(2) 社会教育課 ア～マ (略)</p>

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第16号

三好市学校給食物資選定委員会設置要綱の一部を改正する告示について

三好市学校給食物資選定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月23日提出

三好市教育委員会教育長職務代理人 前川 順子

三好市学校給食物資選定委員会設置要綱の一部を改正する告示
 三好市学校給食物資選定委員会設置要綱（平成27年三好市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(名称)</u> 第1条 この委員会は、三好市学校給食物資選定委員会(以下「選定委員会」という。)という。</p> <p><u>(目的)</u> 第2条 選定委員会は、三好市立学校の給食で使用する給食物資を 選定するため設置する。</p> <p>(所掌事項) 第3条 選定委員会は、三好市学校給食センター及び共同調理場にお いて使用する給食物資の選定及び納入する業者の登録・登録取 消・登録停止(以下「登録等」という。)に関し必要な事項を審査す る。</p>	<p><u>(設置)</u> 第1条 三好市立学校の学校給食で使用する給食物資の購入に当た り、良質な物資を適正に選定するため、三好市学校給食物資選定 委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項) 第2条 選定委員会は、三好市立学校給食センター及び調理場設置条 例(平成18年三好市条例第92号)第2条に規定する給食施設(以下「給 食施設」という。)において使用する給食物資の選定及び納入す る業者の登録・登録取消・登録停止(以下「登録等」という。)に関</p>

し必要な事項を審査する。

2 登録等の審査は、三好市学校給食センター及び共同調理場給食用物資納入業者登録申請書に基づいて行うものとする。

(組織)

第4条 選定委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 教育次長
- (2) 学校教育課長
- (3) 給食センター所長(以下「所長」という。)
- (4) 小学校及び中学校の学校長代表
- (5) 栄養教諭及び学校栄養職員

- 2 選定委員会に委員長を置き、委員長は教育次長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、学校教育課長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(会議の決定)

第6条 選定委員会は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(秘密の厳守)

2 登録等の審査は、給食用物資納入業者登録申請書(別記様式)に基づいて行うものとする。

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育次長
- (2) 学校教育課長
- (3) 三好市学校給食センター所長
- (4) 小学校校長代表
- (5) 中学校校長代表
- (6) 栄養教諭及び学校栄養職員
- (7) 給食施設職員代表

- 2 選定委員会に委員長を置き、委員長は教育次長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。

(会議の決定)

第5条 選定委員会は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(秘密の厳守)

第7条 選定委員会は、第2の目的を達するため、公平にその任務を行い、審議内容については秘密を厳守しなければならない。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、選定委員会委員長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第6条 選定委員会は、第1条の目的を達するため、公平にその任務を行い、審査内容については秘密を厳守しなければならない。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、三好市学校給食センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

(別記様式略)

議案第 17 号

三好市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する告示について
三好市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 23 日提出

三好市教育委員会教育長職務代理人 前川 順子

三好市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する告示
三好市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱（平成 18 年三好市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(発信者名) 第9条 (略)	(発信者名) 第9条 (略) <u>(庶務)</u> 第10条 後援名義等使用に関する庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号

三好市立学校管理規則の一部を改正する規則について

三好市立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日提出

三好市教育委員会教育長職務代理人 前川 順子

三好市立学校管理規則の一部を改正する規則

三好市立学校管理規則（平成18年三好市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第31条 県費負担教職員の勤務時間の割振りは、その職員が所属する学校の校長が行うものとする。</p> <p>2 県費負担教職員の勤務時間は、学校の運営に支障のない限り、月曜日から金曜日までの5日間において1日につき7時間45分を割り振ることを基準とする。</p> <p>3 市費負担教職員の勤務時間の割振りは、別に定める。</p> <p>4 職員の勤務時間について、その職員が所属する学校の校長が前2項の基準と異なる割振りを行った場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第31条の2 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第9条第1</p>

項の規定による1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則(令和3年徳島県人事委員会規則7-10)第2条及び第3条の定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年徳島県条例第43号)第9条第1項に基づき、週休日及び勤務時間の割振りを定めるものとする。

(時間外勤務)

第32条 (略)

2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要がある時に限るものとする。

(1)～(5) (略)

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第32条の2 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(給特法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(給特法第6条第3項各号に掲げる日(代休日)が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) (略)

(時間外勤務)

第32条 職員の時間外勤務は、その職員が所属する学校の校長が命ずるものとする。

2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要がある時に限るものとする。

(1)～(5) (略)

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第32条の2 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日)が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1個月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

(2) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

3 教育委員会は、給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条の4の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての前2項に規定する上限の適用については、前2項中「45時間」とあるのは「42時間」と、第1項中「360時間」とあるのは「320時間」とする。

4 前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(勤務報告)

第34条 校長は、県費負担教職員の勤務状況を勤務報告書により、それぞれ当該各号に掲げる期日までに教育委員会に報告しなければならぬ。

(1) 4月1日から7月31日まで 8月10日

(2) 8月1日から12月31日まで 1月10日

(3) 1月1日から3月31日まで 4月10日

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(勤務報告)

第34条 校長は、県費負担教職員の勤務状況を、年度ごとに、勤務報告書により、翌年の4月20日までに教育委員会に報告しなければならない。

議案第19号

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日提出

三好市教育委員会教育長職務代理人 前川 順子

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

三好市招致外国青年任用規則（令和2年三好市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬及びその計算)</p> <p>第6条 外国青年の報酬は、来日1年目については月額28万円(年額33万円)、2年目については月額30万円(年額360万円)、3年目については月額32万5千円(年額390万円)、4年目及び5年目については月額33万円(年額396万円)程度とする。</p> <p>2 報酬の支給日は、毎月13日とする。ただし、その日が勤務を要しない日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い勤務を要しない日又は休日でない日とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p>	<p>(報酬及びその計算)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 報酬の支給日は、毎月15日とする。ただし、その日が勤務を要しない日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い勤務を要しない日又は休日でない日とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p>

- (1) 忌引に係る休暇 父母、配偶者、子が死亡した場合は、勤務を要しない日及び休日を含む連続した14日。兄弟姉妹・祖父母が死亡した場合は、勤務を要しない日及び休日を含む連続した7日
- (2) 外国青年本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害による自己の住居の損壊に係る休暇 被害の程度に応じて市が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶に係る休暇 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 女子の外国青年が6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (6) 女子の外国青年が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の外国青年が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。
- (7) 育児時間 生後満1年に達しない子を育てる外国青年について、1日2回それぞれ30分以内のその子を育てるために必要な時間に限る。
- (8) 生理休暇 生理日の就業が著しく困難な女子の生理日に限る。ただし、3日を超えることはできない。
- (9) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国青年が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)
- (10) 外国青年が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他三

好市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年三好市規則第10号に定めるもので負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるとともに必要な手続きの代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において、5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。)以内で必要と認められる期間

(11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開

始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。)外国青年が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(12) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開

始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過するまでの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。)外国青年が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

(13) 妊産婦である女子の外国青年が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(14) 妊娠中の女子の外国青年が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(15) 夏期休業 一の任期につき、7月1日から9月30日までの期間内で3日(取得単位は1日とする。)

(16) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第4号まで及び第15号から第16号の特別休暇は有給とし、第5号から第14号までの特別休暇は無給とする。

(懲戒処分)

第28条 市は、外国青年に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国青年に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

(13) 妊産婦である女子の外国青年が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

2 前項第1号から第4号まで、第8号、第9号及び第13号から第16号までの特別休暇は有給とし、第5号から第7号まで及び第10号から第12号までの特別休暇は無給とする。

(懲戒処分)

第28条 (略)

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、人事委員会の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、教育委員会の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。</p>
--	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第20号

三好市スポーツ全国大会出場激励金交付要綱を廃止する告示について

三好市スポーツ全国大会出場激励金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月23日提出

三好市教育委員会教育長職務代理者 前川 順子

三好市スポーツ全国大会出場激励金交付要綱を廃止する告示

三好市スポーツ全国大会出場激励金交付要綱（平成26年三好市教育委員会告示第7号）は、令和3年3月31日限り、廃止する。